

「学力に関する証明書」の申請について

「学力に関する証明書」とは、教育職員免許状（以下「免許状」という。）を取得するにあたって必要となる単位数を、関係法規に定められる区分に読み替えた証明書のことです。入学時に所属学科で取得可能であった（課程認定のあった）免許状についてのみ発行可能です。

申請にあたっては以下の内容をよく確認してください。

1. 主に「学力に関する証明書」が必要な場合

- ・免許状取得要件を満たしており、教育委員会に免許状の申請を行う
- ・免許状取得要件を満たしておらず、教育委員会で不足単位を確認する
- ・免許状取得要件を満たしておらず、他大学等で不足単位を修得する

2. 入学年度別の適用免許法

教育職員免許法の改正に伴い、入学年度によって適用される免許法が異なります。

適用される免許法	入学年度
新法（平成 28 年改正法）	平成 31（2019）年度入学生～
旧法（平成 10 年改正法）	平成 12（2000）～平成 30（2018）年度入学
旧々法（昭和 63 年改正法）	平成 2（1990）～平成 11（1999）年度入学
旧々々法（昭和 29 年改正法）	～平成元（1989）年度入学

- ・旧法以前の入学生でも、未修得の単位をこれから修得する場合や、別の学校種・科目の免許状を新たに取得する場合は、原則として新法が適用されます。申請にあたっては、新法に読み替えた証明書が必要かどうか提出先に確認してください
- ・旧法以前の入学生で、在学中に必要な単位をすべて修得している場合、「学力に関する証明書」は入学時の免許法で発行します
- ・教育職員免許法施行規則第 66 条の 6 に定める科目（「日本国憲法」「体育」「外国語コミュニケーション」「情報機器の操作」）を証明する「学力に関する証明書」は、入学年度に関係なく発行可能です

3. 発行について

- ・当時の成績情報等の確認を行うため、発行まで概ね 1 週間程度かかります。
- ・旧法以前の入学生から新法の「学力に関する証明書」の発行申請を受けた場合、修得科目を新法に読み替える必要があるため、発行まで 2 週間程度かかります。
- ・原則として、本学書式・在学時の氏名にて発行します。
- ・英文の「学力に関する証明書」はありません。